向精神薬　卸売・小売　業者変更届

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 免 許 証の 番 号 |  |  |  |  |  |  | 免　 　許年　月　日 | 年　　月　　日 |
| 向精神薬営業所 | 所在地 |  |
| 名　称 |  |
| 変　　　更　　　前 |  |
| 変　　　更　　　後 |  |
| 変更の事由及びその年月日 |  | 年　　月　　日 |
| 　上記のとおり、変更が生じたので届け出ます。　　　　　　年　　　月　　　日　　　　住　　所　　　　フリガナ　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大　阪　府　知　事　殿 |

１．留意事項

（１）向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者において、向精神薬営業所を増設し、又は縮小した際は、届け出ること。

　　　（麻薬及び向精神薬取締法第50条の26第1項の規定により免許を受けたものとみなされたものは、本変更届は必要なく、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による変更届を提出すること。）

（２）届出期限：事由が発生した日から30日以内

２．添付書類

　　変更前及び変更後の向精神薬営業所の平面見取図

（向精神薬に関する業務を行っている部分については、朱書きで他の部分と区別し、かぎをかける設備の場所（出入口等）を記入すること。）

３．記載上の注意

（１）「免許証の番号」欄には向精神薬営業者免許証の番号を記載すること。

（２）「免許年月日」欄には、向精神薬営業者免許証に記載されている有効期間の開始年月日を記載すること。

（３）「変更の事由及び年月日」欄には、具体的な理由及び事由の生じた日を記載すること。

（４）「住所・氏名」欄には、申請者が法人又は団体の場合は登記された本社の所在地、名称、代表者の氏名を記載すること。

４．提出部数

向精神薬営業所が大阪市、堺市、東大阪市に所在する場合は1部を大阪府健康医療部生活衛生室薬務課へ、その他の場合は1部をその地域を所管する大阪府保健所の薬事課へ提出すること。